

後発医薬品使用体制加算及び一般名処方加算に係る掲示事項

2024年9月1日

三井記念病院 病院長

- ・当院では厚生労働省による後発医薬品使用推進に伴い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。
- ・医薬品の供給不足時には、処方等の変更に関して適切な対応ができる体制を整備しています。投与する薬剤に変更が生じる場合は、スタッフより十分にご説明いたします。
- ・処方せんには、商品名ではなく一般名（有効成分をそのまま記載）の記載を推進しております。一般名で記載することにより、先発医薬品だけでなく後発医薬品を選択することが可能となり、経済的負担の軽減に繋がります。また、供給・在庫の状況に応じて柔軟に調剤することが可能となります。
- ・2024年10月より、後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方をご希望される場合は、別途料金（選定療養費）を頂きます。